資料番号3

1　燕市障がい者タクシー事業の概要

（1）事業の概要

項　目		内　容
目　的		・障がい者の移動支援 ・経済的負担の軽減
対象者		・身体1・2級 ・身体3級／療育A
助成券の額（1枚あたり）		4/1現在のタクシー初乗り運賃の1割引きの額 ※R2年度は暫定措置としてR01.10.1現在の初乗り運賃の1割引きの額⇒620円/枚 ※１回に利用できる枚数が５枚
助成内容（R2年度）	身体1・2級	・620円×24枚（14,880円分）
	身体3級 療育A	・620円×12枚（ 7,440円分）
事業費（R2年度）		18,200千円

燃料費助成券の選択も可（どちらか１つ）

1　燕市障がい者タクシー事業の概要

（２）現状のタクシー利用券

第８号様式

（１枚目）

No.

令和２年度
障がい者タクシー利用券

有効期間：令和２年4月1日
～令和3年3月31日

年　　月　　日交付

利用者

【注　意　事　項】

１．この券の利用者は、本人のみとします。
２．この券は、指定のタクシー会社で使用できます。(別紙一覧表)
３．この券を使用するときは、障害者手帳を乗務員に必ず掲示ください。
４．この券は、乗車１回につき５枚まで使用できます。
５．この券を使用し、助成額を超えた場合は、その超えた額を利用者でご負担ください。
６. この券を期間内に使用しない場合、又は使用の必要がない場合は、お返しください。
７．助成対象としての要件を無くした際には、速やかに届出をしてください。

社会福祉法人
燕市社会福祉協議会
燕市吉田日之出町1番1号
TEL0256-78-7080

（２枚目以降）

No.

令和２年度
障がい者タクシー利用券

利用年月日	年　月　日
助成額	620円 ●助成額を超えた場合は、利用者が負担する。

有効期限　令和3年３月３１日

切り離し線

No.

令和２年度
障がい者タクシー利用券

燕市社会福祉協議会長　印

利用年月日	年　月　日
助成額	620円 ●助成額を超えた場合は、利用者が負担する。

有効期限　令和3年３月３１日

２　見直しの背景

（１）見直しの背景

本事業は、障害者の社会参加を助長するとともに、経済的負担の軽減を図るため、障害者にタクシーの利用料金及び自家用車の燃料費の一部を助成しています。

助成券1枚あたりの助成額は、当該年度の4月1日の小型タクシー初乗り基本料金から身体障害者割引（1割相当額）を控除した額で、身体障害者手帳1級又は2級の人には24枚、身体障害者手帳3級又は療育手帳Aの人には利用券等12枚を交付しています。

タクシー運賃制度は、北信越運輸局が一定の範囲内の料金（570円から630円）を公示し、その中でタクシー会社が選択し認可申請する仕組みであることに加え、市内に本社及び営業所のある市内タクシー会社の全てが、令和2年2月1日以降、初乗り運賃が「1.5ｋｍまで690円（460円/km）」から「1.2ｋｍ630円（525円/km）」に見直しが行われ、本事業の助成券1枚あたりの額も「1.5ｋｍまで620円（ 413円/km ）」から「1.2ｋｍまで560円（467円/km ）」となり、年間最大で1,440円助成額が引き下げになることから制度の見直しについて検討する必要があります。

【例1】身障1級又は2級（交付枚数24枚）

620円×24枚
＝14,880円

▶

560円×24枚
＝13,440円

年間1,440円
ダウン

【例2】身障.3級又は療育Ａ（交付枚数12枚）

620円×12枚
＝7,440円

▶

560円×12枚
＝6,720円

年間720円
ダウン

2　見直しの背景

（2）　これまでの経緯

年月日	出来事	概要
令和元年 12月16日	**北陸信越運輸局が令和2年2月1日からのタクシー料金の改定を公示**	
令和2年 2月 1日	市内タクシー業者運賃改定	**市内に本社及び営業所のある市内タクシー会社の全てが、上記公示額に改定。**
4月1日	暫定的に 620円/枚助成	要綱附則に暫定措置として、R2年度はR1.10.1現在の初乗り運賃1割引きの適用を規定し、R2年度は1枚あたり620円を助成

運賃ブロック	旧 （令和元年10月1日 消費税改定後の運賃）	新 （令和2年2月1日から）	改定率
新潟県Ｂ地区 ※燕市はこのブロック	小型車の上限運賃 初乗り　1.5kmまで690円 （460円/Km） 加算294ｍごと　90円	普通車の上限運賃 初乗り　1.2kmまで　630円 （525円/Km） 加算294ｍごと　90円	10.94％
	車種区分：小型車、中型車の区分を普通車に統合		

（1割引）

（1割引）

		R1年度	R2年度 本来の助成額	R2年度 暫定助成額
助成券の額（初乗り運賃の1割引きの額）		1枚あたり 610円	1枚あたり 560円	1枚あたり **620円**
年間助成額	身体1・2級（24枚）	14,640円	13,440円	**14,880円**
	身体3級療育Ａ（12枚）	7,320円	6,720円	**7,440円**

差額1,440円

3　見直し方針（案）

（１）課題の整理及び見直し方針（案）

【課題】
タクシー利用券の助成額の拡充・定額化

課題	見直し方針（案）
・令和2年2月のような初乗り距離を減じた初乗り運賃の減額があると、現行の要綱では大幅な助成額の減となることから見直しが必要。	・初乗り運賃1割引き（560円）でもお釣りなしで利用できる500円券を導入し定額化します。 ・利用者が概ね納得できるよう、助成額を若干拡充します。（R3年度最大15,000円程度＞R2年度最大14,880円）） 人口透析患者のほとんどが身体1級で、既に3級の２倍の枚数の助成券を配布していることから、透析上乗せ助成は現行制度同様に行いません。 （参考）人口透析（血液、腹膜）を利用している手帳所持者（令和2年6月30日有効期限） 身体1級128名+身体3級7名＝計135名

4　見直し後の内容

（１）助成金額、利用可能枚数（案）

		現行（R２年度）	見直し後（R３年度）
助成金額	身体1級・2級	1枚620円×24枚（12枚）＝14,880円（7,440円）	1枚500円×30枚（15枚）＝15,000円（7,500円）
助成金額	身体3級 療育A	1枚620円×12枚（6枚）＝7,440円（3,720円）	1枚500円×15枚（8枚）＝7,500円（4,000円）

※（）は10月以降に申請があった場合の枚数、金額

	現行	見直し後
1回あたりの利用可能枚数	5枚 （1枚620円×5枚＝3,100円） 10.61kmまで乗車可（※） ※初乗り1.5kmまで690円、加算294mごと90円で障がい者割引適用後	7枚 （1枚500円×7枚＝3,500円） 10.41kmまで乗車可（※） ※初乗り1.2kmまで630円、加算249mごと90円で障がい者割引適用後

5　今後のスケジュール（案）

	R2年									R3年			
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
障がい者 **自立支援協議会**								協議					
当初予算編成							R3年度予算編成						
要綱改正	済 第1段 要綱改正 施行												第2段 要綱改正 施行
契約	済 R2年度 契約												R3年度 契約